

令和8年度 府立博物館等を核とする誘客促進事業 に係る企画提案公募要領

大阪府では、国内外の来阪者に大阪の歴史文化をより深く楽しんでもらうため、大阪府立弥生文化博物館、大阪府立近つ飛鳥博物館・近つ飛鳥風土記の丘、日本民家集落博物館（以下「府立博物館等」）の魅力向上とブランド力強化、さらに府内文化財への誘客促進に取り組んでいる。令和7年度には、誘客に向けた基礎データの収集を目的として、マーケティング調査や試験的コンテンツの実施を行った。

その結果、3館の認知度はいずれも2割前後と低く、多くの府民・観光客に存在が十分知られていない実態が明らかとなった。一方で、来館者満足度は9割前後と高く、展示、解説、空間体験ともに評価が良好であったことから、「知れば訪れ、訪れれば満足する」という構造が確認され、広報不足が最大の課題であることが浮き彫りとなった。

また、利用者が求める価値は「体験」「非日常性」「写真映え」「分かりやすさ」へと変化し、特に若年層や訪日外国人では参加体験型のコンテンツへのニーズが高いことが判明した。さらに、スタンプラリーやモニターツアー等の試験事業から、周辺施設との連携や広域的な周遊促進が新規来館者の獲得に有効であることが確認された。アクセス面の不便さや常設飲食機能の不足といった課題は残るものの、イベント時の飲食提供などによる補完、多言語化の進む展示を活かした情報発信により、さらなる誘客の可能性が期待される。

本業務では、令和7年度に得られた知見を踏まえ、府立博物館等を核とした魅力的なイベントの本格実施と広域プロモーションを展開し、認知度向上、新規来館者の拡大、周辺地域との連携強化による誘客促進を図る。

なお本事業は、府立博物館等を核とした誘客促進の取組を中期的に展開していく中での一段階として位置付けるものである。本業務により得られた成果や検証結果、提言を踏まえつつ、次年度以降も内容を発展させながら、誘客促進に向けた取組を継続していくことを想定しており、収集したデータを総合的に分析し、府立博物館等の誘客向上に必要な方向性を検討するとともに、成果を府内全域へ展開し、博物館・文化財の観光活性化につなげることを目指す。

民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

【参考】令和7年度事業について

https://www.pref.osaka.lg.jp/o180150/bunkazaihogo/yukyokusokusin/r7_yukyusoku.html

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 府立博物館等を核とする誘客促進事業

(2) 業務の趣旨・目的

令和8年度 府立博物館等を核とする誘客促進事業に係る業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

(3) 業務概要

仕様書を参照のこと。

(4) 委託上限額

50, 490 千円（税込）

2 スケジュール

令和8年	5月	12日（火）	公募開始
令和8年	5月	19日（火）	説明会開催
令和8年	5月	25日（月）	質問受付締切
令和8年	6月	12日（金）	提案書類提出締切
令和8年	6月	中旬	選定委員会
令和8年	6月	下旬	契約締結・事業開始
令和9年	3月	31日（水）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第

1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 府の区域内に事業所を有する者であること。
- (4) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布方法

大阪府教育庁文化財保護課ホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o180150/bunkazaihogo/yukyokusokusin/r8_yukyokusokusin.html

※窓口・郵送による配布は行いません。

イ 受付期間

令和8年5月12日（火）から令和8年6月12日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時までの間を除く）

ウ 受付場所

大阪府教育庁文化財保護課文化財企画グループ

住所 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎 29階

電話番号 06-6210-9900

エ 提出方法

受付場所に持参または郵送のこと（メールでの提出は不可。）。

持参の場合は、必ず電話で来庁時間を連絡ください。

郵送の場合は、発送時に必ず電話をいただくとともに、特定記録郵便・宅配便など、原則として到着の確認ができる方法で発送してください。

※令和8年6月12日（金）必着

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：正本1部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本4部、別添仕様書に基づき作成）

※企画提案書の下部には、通しページ番号を付けてください。

※企画提案書を補足する資料については、様式自由

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本4部）

エ 事業実績申告書（様式4：正本1部、副本4部）

上記様式4に加え、別途、過去5年間に実施した類似の事業実績の詳細資料がある場合は、提出してください。（様式自由：正本1部、副本4部）

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式5：1部）

②共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③委任状（様式7：1部）

④使用印鑑届（様式8：1部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

キ 事業実施体制の組織表（様式自由：正本1部、副本4部、各構成員の役割分担等が明示されているもの）

[添付書類]

ア 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

イ ①法人登記簿謄本（1部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代え

ます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

工 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

才 障害者雇用状況報告書の写し（1部）

a 常時雇用労働者数が40.0人以上の事業主の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40.0人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

b 常時雇用労働者数が40人未満の事業主の場合

- ・「障がい者の雇用状況について」（様式10）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

ウ 副本は選定委員会での説明資料になります。提案内容をより客観的かつ公正に審査するため、提案事業者が特定できる内容や担当者名等の個人情報に記載されている場合は、副本の当該箇所を黒塗りし提出してください

エ 正本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。副本は、表紙・背表紙ともに不要です。

<記入例>「令和8年度府立博物館等を核とする誘客促進事業」提案書

株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

本件企画提案の募集に係る説明会を次のとおり開催します。応募を検討している者はできる限り参加してください。

(1) 開催日時

令和8年5月19日（火） 午後2時から

(2) 開催場所

オンライン会議システム Microsoft Teams によりオンライン開催
(申込みいただいた方には別途視聴 URL をご連絡します。)

(3) 申込方法

電子メール (bunkazaihogo@sbox.pref.osaka.lg.jp) で参加事業者名、参加者職・氏名、連絡先を明記の上、申込みください。

※件名に「【説明会申込】R8 大阪府立博物館等を核とした誘客促進事業<事業者名>」と明記してください。

※メール送信後、必ず電話連絡 (06—6210—9900) でメールの着信確認をお願いします。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで)

※口頭、電話による申込みは受け付けません。

※説明会では質問を受け付けません。質問がある場合は、「6 質問の受付」の方法により提出してください。

※応募にあたって説明会の参加は必須ではありません。

(4) 説明会への申込期限

令和 8 年 5 月 15 日 (金) 正午まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和 8 年 5 月 25 日 (月) 午後 5 時まで

(2) 提出方法

質問票 (様式 11) により、電子メール (bunkazaihogo@sbox.pref.osaka.lg.jp) で受け付けます。

※件名に「【質問提出】R8 大阪府立博物館等を核とした誘客促進事業<事業者名>」と明記してください。メール送信後、必ず電話 (06—6210—9900) でメールの着信確認をお願いします。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで)

※メール以外 (口頭、電話等) による質問は受け付けません。

質問への回答は大阪府教育庁文化財保護課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o180150/bunkazaihogo/yukyokusokusin/r8_yukyokusokusin.html

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2) の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者 (及び次点者) を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査で、企画提案書を補足する内容のスライドや映像を使用することは可能です。その場合、スクリーン、プロジェクターは、大阪府で

用意しますが、それ以外に必要な機材（パソコン等）は提案事業者で用意してください。

※発表内容には、提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報を含めないでください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点	
業務内容に関する提案について	(府立博物館等にかかる広域プロモーションの企画・実施) <ul style="list-style-type: none"> ・初心者や外国人にも「行ってみたい」と感じさせる、分かりやすく魅力的なプロモーションの全体コンセプトが示されているか。 ・事業目的に即した具体的かつ効果的なプロモーション手法が提案されているか。 ・府立博物館等を起点として、府内の文化財・文化施設・文化体験コンテンツを結び付ける、広域的な情報発信の仕組みが提案されているか。 ・本事業終了後も継続活用が可能な構成・運用を意識した提案となっているか。 	25点	75点
	(府立博物館等を核としたパイロットイベントの企画・実施) <ul style="list-style-type: none"> ・3館それぞれの特性、立地、課題を的確に把握したうえで、各館の魅力を最大限に活かすイベント内容が具体的に提案されているか。 ・新たな来館者層の獲得やリピーターの増加を実現するために、参加体験や特別感の享受などが意識された魅力的な企画コンテンツとなっているか。 ・周辺文化資源や施設と連携した広域周遊・滞在促進が期待できる内容となっているか。 ・3館合計で目標参加者数4,000人以上を達成するための、現実的かつ具体的な集客戦略が示されているか。 ・イベント時における飲食等機能の補完、多言語対応、バリアフリー対応など、具体的な運営手法が提案されているか。 	25点	
	(効果検証方法) <ul style="list-style-type: none"> ・プロモーションおよびイベントの効果を客観的に把握するための、具体的な検証手法・データ分析方法が提案されているか。 ・参加者アンケート調査について、回収率向上の工夫や実効性のある設計・実施手法が示されているか。 ・効果検証するうえで、具体的かつ妥当なKPIが設定されているか。 ・費用対効果を踏まえた分析手法や、次年度以降の事業改善につながる提案が示されているか。 	15点	
	(全体のコンセプト等) <ul style="list-style-type: none"> ・前年度事業の成果を踏まえ、本事業の趣旨や目的、中長期的な文化観光振興の方向性を十分に理解した提案となっているか。 ・博物館を通じて、文化財の魅力や保護の重要性などへの理解が深まる提案となっているか。 ・類似の事業実績、専門性、独自性などがあるか 	10点	
事業の実施体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全体を統括する責任者が明確であり、必要な知見、実績、スキルを有しているか。 ・企画、運営、広報、検証を確実に実行できる体制が具体的に示され 	15点	

	<p>ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> スケジュールが現実的かつ効率的であり、中間報告、最終報告までの流れが適切であるか。 本業務の安定的な運営が可能となる財政的基盤かどうか。 	
障がい者雇用	<ul style="list-style-type: none"> 企業全体において、常用労働者 40.0 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 40.0 人未満の場合、1 人以上障がい者を雇用しているかどうか。 <p>※共同企業体の場合は、構成員全ての企業において上記人数を雇用していることを加点の要件とする。</p>	5 点
価 格 点	<ul style="list-style-type: none"> 価格点の算定式 <p>満点（5 点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格</p> <p>※上記算定式をもって算出した数値の小数点以下第 2 位を四捨五入</p>	5 点
合 計		100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府教育庁文化財保護課ホームページにおいて公表します。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o180150/bunkazaihogo/yukyokusokusin/r8_yukyukusokusin.html

応募者が 2 者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
 - * 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 本件委託業務に係る企画提案の応募に応じた者（以下「応募提案者」という。）のうち、外部委員で構成する事業者選定委員会による審査を経て、最も優れた企画を提案した者（以下「優秀提案事業者」という。）と契約条件を協議の上発注者において決定し、契約を締結します。
- (2) 採択された案件については、採択後に発注者と詳細を協議すること。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
 - ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履

行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。